

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

秋田国民年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 42 年に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を継続して納付してきた。申立期間の国民年金保険料も自宅近くの同区役所の支所で納付したはずなので、未納となっていることに納得がいかない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和 42 年に A 区役所で国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料も同区役所の支所で納めていた。」と主張するところ、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 42 年 8 月 10 日、資格取得は同年 1 月 30 日に行われていることが確認できる上、A 区役所では、「申立期間当時、区役所支所において、国民年金保険料の収納事務を行っていた。」と回答しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 12 月 6 日まで
② 昭和 35 年 9 月 2 日から 38 年 5 月 20 日まで

社会保険事務所の記録では、株式会社A（申立期間①）とB株式会社C工場（申立期間②）における厚生年金保険被保険者期間について、昭和 38 年 10 月 30 日（資格喪失日の約 5 か月後）に脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行った記憶は無く、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金支給額は、法定支給額に対して 2,071 円（26.4%）の相違がみられるが、その原因は不明である。

また、申立期間の最終事業所であるB株式会社C工場の当時の現場管理者は、「会社で制度の説明は行っていたが、会社への代理請求の委任は退職者本人の意思に任せていた。」と証言していること、申立人と同様に資格喪失日の約 5 か月後に脱退手当金の支給決定がなされている元従業員からは、「自分で脱退手当金の請求手続を行った。」との証言が得られていることを踏まえると、事業主が退職者の脱退手当金を一律に代理請求していたとは言い難い。

さらに、申立人は、「B株式会社C工場を退職後、実家に戻り、公共職業安定所で失業保険（現在は、雇用保険）を受給しながら求職活動をしていた。」と主張するところ、当時、同じ公共職業安定所に通い、失業保険

を受給していたとする友人は、「申立人とは何度も公共職業安定所で一緒にになり、二人で次の仕事を探していた。」と証言していることから、同社退職後も引き続き就労の意思があったことがうかがわれ、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

加えて、申立人の株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにB株式会社C工場における厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の申立人の氏名は、戸籍上の氏名と相違していることが確認でき、申立人が自ら脱退手当金を請求したにもかかわらず、氏名が誤ったままとされていることは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年2月までの期間及び57年12月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月から57年2月まで
② 昭和57年12月から58年3月まで

株式会社Aの勤務期間に挟まれた昭和56年と57年の冬の失業時期について、会社の経理担当者から、「健康保険は会社の健康保険を任意継続しているので、年金は国民年金を自分で納付していたのではないか。」と言われた。

社会保険庁の記録では、当時の国民年金保険料は未納となっているが、自分で納付した可能性があると思うので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②は、株式会社Aに勤務している期間に挟まれた冬期の失業期間であるが、会社の健康保険を任意継続しているので、国民年金に加入し、保険料を納付していたのではないかと思われる。」と主張しているところ、B市町村が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録から、申立人は、20歳到達時の昭和40年*月*日に国民年金の被保険者資格を取得し、51年4月1日に資格喪失した以降、国民年金に加入した記録は無いことが確認でき、申立期間①及び②は、国民年金に未加入の期間となっていることから、申立人は、同期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払

い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその妻は、「申立期間①及び②当時、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していた記憶は無い。」と述べている上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 610（事案 134 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月31日から同年9月1日まで
② 昭和53年5月11日から同年6月1日まで

私は、以前、申立期間①及び②を含め、A株式会社での船員保険の加入の有無について、第三者委員会に年金記録の確認申立てを行ったが、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間と符合する上、国民年金の加入期間となっているため、記録の訂正を認めることはできないとの通知をもらった。

当時、担当職員が経費削減のため、厚生年金保険適用事業所の全喪届を提出したかもしれないが、社会保険事務所が保険料徴収率向上のため、指導したのかもしれない。私は、同社の代表取締役であったが、そのような届出が行われたことは全く知らなかった。取締役会に諮ることなく全喪届を提出できるはずがなく、代表取締役として私が承認したという事実も無い。

また、申立期間当時の国民年金保険料の納付は、妻が、集金担当職員に言われるままに納付したものである。このことは後日、過誤納が判明して還付されていることからもうかがえる。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、①昭和47年5月1日から50年5月1日までの期間、②52年1月31日から同年9月1日までの期間、③53年5月11日から同年6月1日までの期間、及び④53年6月1日から55年12月1日までの期間について、A株式会社における船員保険加入の有無についての年金記録の確認申

立て（平成 19 年 8 月 8 日付け総務大臣あて）を行ったが、当委員会による審議の結果、当時の船長や社会保険事務担当者の証言等により、船員保険に加入していなかったものと推認されるとして、「年金記録に係る確認申立てについて（通知）」（平成 20 年 10 月 16 日付け秋田相第 116 号）により、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②（前記②及び③の期間）について、「第三者委員会では、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間と符合している上、当該期間は国民年金に加入している期間であることから、船員保険加入を認めないとしているが、当時、私は代表取締役を務めており、厚生年金保険からの脱退を承認した覚えは無く、自分は厚生年金保険に加入していたはずである。」として、当初の船員保険の申立てを変更し、厚生年金保険に係る年金記録の確認申立てを行ったものである。

A 株式会社に係る閉鎖登記簿謄本から、申立人が申立期間①及び②を含む昭和 50 年 1 月 30 日から 55 年 3 月 31 日までの期間において、同社の代表取締役であったことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、A 株式会社は、昭和 47 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となり、51 年 11 月 27 日付けで適用事業所ではなくなり、その後 53 年 6 月 1 日付けで再び厚生年金保険の適用事業所となっており、55 年 12 月 1 日付けで再度適用事業所ではなくなったことが確認でき、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、当時の事務担当者から聴取したところ、「申立期間①及び②当時、健康保険、厚生年金保険、船員保険及び雇用保険の届出書類の作成は自分が行い、関係書類への押印は申立人とは別の取締役が行っていた。」、「会社が厚生年金保険適用事業所とはなっていない期間については、給与から申立人の厚生年金保険料を控除することは無かった。」と証言している。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 1 日から 63 年 10 月 6 日まで
申立期間当時は、株式会社 A (B 都道府県 C 市町村) に勤務しており、
毎月の給与は会社から指定された金融機関に振り込まれていた。
申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年 2 月 1 日から 63 年 10 月 6 日までの期間において株式会社 A に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、雇用保険の記録から、申立人は、D 株式会社を昭和 62 年 1 月 31 日に退職した後、E 公共職業安定所で求職者給付の申請を行い、同年 7 月 30 日まで基本手当の支給を受けていることが確認できる上、申立人から提出のあった預金通帳の写しから、株式会社 A における給与の振り込みは 62 年 12 月から 63 年 9 月までの期間について行われていることが確認できることから、申立人が同社に勤務し始めたのは 62 年 12 月からであったことがうかがわれる。

また、株式会社 A の元社員は、「自分は 3 年ぐらい勤務していたが、厚生年金保険には最後の 6 か月しか加入させてもらっていなかった。」と証言し、同社の元事務担当者は、「社員の入れ替わりが激しく、社会保険に加入せず辞めていった者も多くいた。当時社員は、常時 100 人ぐらいはいた。」と証言しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 62 年 12 月 1 日時点における同社の被保険者資格取得者数は 38 人であったことが確認でき、同社では、申立期間当時、すべての社員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人及びその妻は、申立期間に

において国民年金に加入し、そのうち昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの保険料については、納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「預金通帳の記録から、給与が振り込まれていることが確認でき、厚生年金保険に加入していたはずだ。」と主張しているが、当該預金通帳からは振り込まれた給与の合計金額しか確認できず、厚生年金保険料の控除の有無までは確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A株式会社B事業所には昭和 32 年 1 月に入社し、退職した 33 年まで継続して勤務していた。同事業所における厚生年金保険の加入記録が 32 年 10 月 1 日からとなっていることに疑問があるので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A株式会社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、A株式会社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 10 月 1 日からであり、申立期間当時、同事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している当時の同僚 5 人についてA株式会社B事業所での厚生年金保険の加入状況を確認したところ、同僚 5 人のうち、申立人の小・中学校の同級生で昭和 32 年 1 月に申立人と一緒に入社した 3 人は申立人と同一の 32 年 10 月 1 日に、一人は 33 年 11 月 19 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、他の一人は厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、A株式会社B事業所の本社であるA株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 32 年 3 月 1 日であるが、同社B事業所の社員の中でA株式会社の厚生年金保険に加入している者は、事業主以外には無く、他の社員で加入している者はみられない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、A株式会社の元社員及び同社の事業を継承している事業所から聴取しても、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 15 日から 43 年 6 月 1 日まで
② 昭和 44 年 6 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間については、昭和 50 年 10 月 28 日に脱退手当金が支給済みであると言われた。

しかし、A事業所を退職する際、会社から脱退手当金の説明を受けた覚えは無く、脱退手当金の制度も知らなかった。退職金や退職後に何かをもらったということはないし、脱退手当金を請求したことも受け取ったこともない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、「厚生年金保険記号番号」、「初めて厚生年金保険被保険者となった日（昭和 39 年 10 月 15 日）」及び「申立期間①、②に係る事業所名、被保険者期間に係る記録」のみが記載され、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱（50.10.21）」の表示があることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「脱（50.10.21）」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から2年4月18日まで

私は、申立期間を含む平成元年の冬期間において、会社の寮に住みながら、A都道府県のB株式会社に、季節労働者として勤務した。

厚生年金保険の加入記録が1か月しか無いとのことだが、申立期間についても加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、B株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時において、申立人と同様に、季節労働者としてB株式会社に勤務し、厚生年金保険加入記録が1か月となっている同僚は、「入社後に、会社から厚生年金保険の加入希望について聞かれ、自分は国民年金に加入していたので、厚生年金保険への加入を希望しないと答えた記憶がある。」と証言しており、6か月の加入記録がある別の同僚は、「国民年金に加入していなかったことを会社に話し、継続して厚生年金保険に加入させてもらった記憶がある。」と証言している。

また、B株式会社の事務担当者は、「関係資料は残っていないが、申立期間当時、従業員の希望に応じて厚生年金保険被保険者資格を喪失させていた可能性はあると考えられる。」と述べていることから、申立期間当時、同事業所では、季節労働者をいったん厚生年金保険に加入させた後に、加入継続の意思確認を行っていたことがうかがわれる。

さらに、B株式会社が加入していた健康保険組合の記録から、申立人の健康保険の加入記録は、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録と同様に平成元年11月の1か月のみであることが確認できる。

加えて、申立人は、「申立期間当時、国民健康保険の被保険者証を所持していた記憶がある。」としている上、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで

昭和 34 年 10 月から 35 年 10 月までの期間と、36 年 4 月から同年 12 月までの期間において、株式会社Aに勤務していた。同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分には無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 34 年 10 月から 35 年 10 月までの期間及び 36 年 4 月から同年 12 月までの期間において、株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、当時の同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②当時、株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の複数の同僚は、「当時、事務長が、長く勤務する見込みのある従業員を厚生年金保険に加入させていた。このため、入社して1、2年ぐらい勤務した後に、会社から加入意思を聞かれて、厚生年金保険に加入した。」と証言しており、当時、株式会社Aでは、入社してから一定期間経過した後に、従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

また、申立人は、「一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録がある。」と主張するところ、その同僚についても、入社後1年以上の厚生年金保険の未加入期間があったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険

被保険者名簿及び被保険者原票を調査したが、申立人の加入記録は見当たらず、申立期間①及び②における健康保険記号番号に欠番もみられない。

加えて、株式会社Aでは、当時の資料を保管しておらず、当時の社長及び事務長は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。